

令和 5 年 (2023 年) 3 月 9 日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応の変更について

日頃から保育所等の運営及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関する国からの通知等を踏まえ、本市保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応を下記のとおり変更しますので、保護者の皆様には、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 マスク着用の考え方を見直しについて

令和 5 年 3 月 13 日からの保育所等におけるマスク着用の取扱いは、次のとおりです。

2 歳児未満	マスクの着用は <u>推奨しない。(変更なし)</u>
2 歳児以上	マスクの着用は <u>求めない</u> 。 (感染への不安から引き続きマスクの着用を希望する子どもや保護者に対しては、意思に反してマスクを外すよう周囲が強いることのないよう適切に配慮する。)
園職員や保護者	個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は <u>個人の判断に委ねる</u> 。 事業者が感染対策上の理由により、利用者(園児を除く)又は職員にマスクの着用を求めることは許容されています。 <u>各施設の方針にご協力ください</u> 。

2 保育料減免措置の終了について

新型コロナウイルス感染症による保育所等の臨時休園期間や、園児が陽性又は濃厚接触者となった場合の登園停止期間に対しての日割りによる保育料減免措置については、令和 5 年 4 月以降は廃止する旨の国通知が出されたことから、本市におきましても、現行の新型コロナウイルス感染症に伴う保育料減免の取扱いについては令和 4 年度末までとし、令和 5 年 4 月以降は廃止することとします。

3 園児の登園について

新型コロナウイルス オミクロン株の流行以降、園児の登園について、園児本人だけでなく同居家族に発熱等の体調不良が認められる場合も、登園を控えていただくようお願いしていましたが、国の方針見直しや現在の感染状況を踏まえ、園児本人に発熱等の体調不良がない場合は登園を可能とする従来の対応に戻します。
(園児が発熱した場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまで登園を控えてください。また、園児が陽性又は濃厚接触者に特定された場合は、保健所等から指示された療養・健康観察期間は登園できません。)

4 その他

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類に引き下げられる令和 5 年 5 月 8 日以降の対応については、今後、国から具体的な対応が示され次第、改めてお知らせいたします。

問い合わせ先

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

マスク及び園児の登園に関すること TEL 042-620-7248

保育料減免措置の終了に関すること TEL 042-620-7247